

# 東京明生日本語学院学校学則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本校は、夢を抱き日本を訪れる外国人留学生に対し、その夢を実現するために必要となる日本語能力、社会生活に必要となる知識・マナーを習得させ、近い将来にむかえる多国籍な人々による共生社会にて、必要とされる人材を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、東京明生日本語学院と称する。

### (位置)

第3条 本校は、東京都墨田区緑1丁目2番10号に置く。

### (自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 組織、修業年限及び定員

### (コース名、修業年限、定員、クラス数)

第5条 本校のコース、修業年限、定員及びクラス数は、次のとおりとする。

部名	コース名	目的	修業年限	入学定員	総定員	クラス数
1部	進学2年コース	大学・専門学校への進学	2年 (4月～3月)	40人	80人	4
	進学2年コース	大学・専門学校への進学	2年 (10月～9月)	0人 /20人	20人	1
	進学1年6か月 コース	専門学校への進学	1年6か月	20人 /40人	60人	3
2部	進学2年コース	大学・専門学校への進学	2年 (4月～3月)	40人	80人	4
	進学1年9か月 コース	大学・専門学校への進学	1年9か月	20人	40人	2
	進学1年6か月 コース	専門学校への進学	1年6か月	20人	40人	2
合計				140人 /180人	320人	16

※進学2年コースは4月・10月入学、進学1年9か月コースは7月入学とし、進学1年6か月コースは10月入学とする。

### 第3章 付帯教育

(付帯教育)

第6条 本校の付帯教育は、次のとおりとする。

コース名	昼夜別	修業期間	総定員	授業時間
日本語教師養成講座	昼	5ヶ月	15人	9時00分から16時00分
日本語訓練コース（午前）	昼	3ヶ月	20人	9時00分から12時30分
日本語訓練コース（午後）	昼	3ヶ月	20人	13時30分から17時00分

2 付帯教育の授業料等は次のとおりとする。

- (1) 日本語教師養成講座は求職者支援訓練のため授業料はなし
- (2) 日本語訓練コース（午前）授業料 171,000円
- (3) 日本語訓練コース（午後）授業料 171,000円

3 付帯教育の実施については、別に細則を定める。

### 第4章 学年、学期及び休業日

(学年の終始期)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期の終始期)

第8条 学期は次の通りとする。

前期 4月1日から 9月30日まで  
後期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第9条 本校の休業日を次の通りとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和48年法律第10号)に規定する休日
- (4) 夏季休業 8月1日から8月20日まで
- (5) 冬季休業 12月25日から1月7日まで
- (6) 春季休業 3月20日から4月4日まで
- (7) 都民の日 10月1日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行わない

ものとする。

## 第5章 入学、休学、退学、転学及び編入学

### (入学資格)

第10条 入学資格は、次の条件のいずれかを満たしていることとする。

- (1) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者
- (2) 当校において(1)と同等以上の学力があると認められる者

2 本校に編入学できる者は、前項の各号のいずれかに該当し、かつ 1 年以上日本語教育機関で履修し、編入する学年に相応の学力があると認められる者とする。

3 前項の規定により編入学した場合は 2 学年に編入とし、修業年限を 1 年とする。

### (入学時期)

第11条 入学時期は、4 月、7 月及び 10 月とする。

### (入学手続き、許可)

第12条 入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 入学しようとする者は、入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第 21 条に定める選考料を添えて指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 入学を許可された者は東京出入国在留管理局に在留資格認定証明書交付申請を行い、「在留資格認定証明書」が発給されてから 30 日以内に第 9 章に定める入学金その他の納入金を添えて入学手続きを取らなければならない

### (休学、復学)

第13条 やむを得ない理由により休学しようとする者は、その事由を付し願い出て校長の許可を得なければならない。

2 休学は学期単位とし、通算して 2 年を上限とする。

3 休学期間中に復学を希望する場合は、その事由を付し願い出て校長の許可を得なければならない。

4 校長が必要と認めた場合は学生に休学を命ずることがある。

### (退学)

第14条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 退学者は帰国する船舶又は航空機の搭乗機券を提示しなければならない。なお、本校職員は、退学者が帰国する空港・港湾施設まで同行し、帰国を確認する。

### (転学)

第15条 他の学校に転学を志望する学生のあるときは、学生は必要な書類を提出し、校長へ転学を願

い出しができる。校長は、その事由を具し、学生の必要な書類を転学先の校長に送付する。

## 第6章 教育課程、授業時数及び始業・終業時刻

(教育課程、授業時数)

第16条 教育課程は、日本語学習の目的に応じて、日本語教育を施すにふさわしい授業科目を開設するものとし、別表のとおりとする。

2 本校の授業数は、年間 760 時限以上、週 20 時限以上とする。ただし、授業時数の 1 単位時間(1 時限)は 45 分とする。

(始業及び終業の時刻)

第17条 本校の始業・終業時刻は次の通りとする。

- (1) 1 部は、9 時 00 分から 12 時 30 分まで
- (2) 2 部は、13 時 30 分から 17 時 00 分まで

## 第7章 成績評価、修了の認定、卒業

(成績評価)

第18条 成績は、平常点、修了試験の結果をもとに、別に校長が定める評価基準に基づき、A、B、C、D の 4 段階による評定を行い、D を不合格とする。

(修了・卒業の認定)

第19条 コース修了の認定は、以下の各号すべてに該当する者に対し、校長が行う。

- (1) 在学期間が修業年限以上(編入学者は 1 年以上)であること
- (2) 別に定める修了要件を満たしていること
- (3) 授業料等の未納がないこと

2 校長は、コース修了の認定を受けた者に卒業証書を授与する。

## 第8章 教職員

(教職員組織)

第20条 本校に次の教職員を置く

- (1) 校長
- (2) 主任教員を含む教員 16 名以上(うち本務等教員 8 名以上)
- (3) 生活指導担当者
- (4) 事務統括者
- (5) 事務職員(事務統括者を除く) 1 名以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

## 第9章 入学金、授業料その他納入金

### (納付金)

第21条 本校の入学金、授業料等の納入金は、次のとおりとする。

(1) 入学金	50,000 円
(2) 授業料（年額）	600,000 円（前期、後期の分納を認める）
(3) 施設設備費（年額）	80,000 円
(4) 教材費（年額）	29,000 円
(5) 選考料	20,000 円

### (納入)

第22条 学生は、その在籍中、授業料その他の納入金を所定の期日までに納入しなければならない。

2 入学した最初の学期の授業料は「在留資格認定証明書」の発給日より 30 日以内に納入しなければならない。

3 前期の授業料は、3月 10 日までに、後期の授業料は 9 月 10 日までにそれぞれ納入しなければならない。

### (滞納)

第23条 正当な理由なく、かつ所定の手続きを行わずに授業料等納入金を 3 か月滞納し、その後においても納入の見込みがないときは退学を命ずることができる。

2 授業料等納入金を期日までに納めていない学生には、学生証、必要とする書類等を発行しないものとする。

### (納入金の還付)

第24条 納入した入学金、授業料、施設設備費及び選考料は原則として返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学許可を受けてから入学するまでの期間に入学辞退の意思表示をした者に対しては、納入した授業料、施設設備費、教材費を返還する。

### (休学時の納入の特例)

第25条 学生が休学した際は、前条の規定にかかわらず授業料及び施設設備費を免除することができる。

## 第10章 賞 罰

### (褒賞)

第26条 学生が学業・人物その他優秀にして他の模範になるときは、これを賞する。

2 前項の手続に関する事項は校長が別に定める。

### (懲戒)

第27条 校長は次の各号の一つに該当する学生を、懲戒処分とすることができます。

(1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
  - (5) 正当な理由無く授業料及び諸費の納入の遅延が 3 カ月に及ぶ者
  - (6) ビザ更新等ができず、日本での就学ができない者
- 2 前項の懲戒は、除籍、退学、停学、及び訓告とする。
- 3 懲戒手続に関する事項は、校長が別に定める。

(損害賠償)

第28条 校舎又は公有物を毀損又は亡失した学生に対しては、別に定めるところにより、その全部又は一部を弁償させるものとする。

## 第11章 行事、生活全般その他

(行事)

第29条 別に定める年間行事計画により、見学、体育、安全指導等の行事を実施する。

(健康診断)

第30条 健康診断は、毎年 1 回実施し、その結果、学業に支障があると認められる者については、必要な措置を講ずる。

(生活)

第31条 本校学生は、校外においても、日本国の法令を遵守し、責任ある生活を送らなければならぬ。

(運営事項)

第32条 この学則に定めるもののほか、本校の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

### 附 則

1. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則施行に際し、必要な事項は校長が別に定める。

### 附 則

1. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則施行に際し、必要な事項は校長が別に定める。

### 附 則

1. この学則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
2. この学則施行に際し、必要な事項は校長が別に定める。

### 附 則

1. この学則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
2. この学則施行に際し、必要な事項は校長が別に定める。

### 附 則

1. この学則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
2. 令和元年 9 月 30 日以前の入学者の学費は、なお従前の例による。
3. この学則施行に際し、必要な事項は校長が別に定める。

### 附 則

1. この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則施行に際し、必要な事項は校長が別に定める。

### 附 則

1. この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則施行に際し、必要な事項は校長が別に定める。

### 附 則

1. この学則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
2. この学則施行に際し、必要な事項は校長が別に定める。

### 附 則

1. この学則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
2. この学則施行に際し、必要な事項は校長が別に定める。

### 附 則

1. この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 5 条の変更については、令和 6 年 7 月 1 日より施行する。
3. この学則施行に際し、必要な事項は校長が別に定める。

### 附 則

1. この学則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
2. この学則施行に際し、必要な事項は校長が別に定める。